

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第三十八号

(六八三)

昭和二十九年五月十七日(月曜日)午後二時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君  
理事 石村 幸作君  
委員 館 哲二君  
伊能 芳雄君  
伊能 繁次郎君  
田中 啓一君  
酒井 利雄君  
小林 武治君  
秋山 長造君  
若木 勝蔵君  
松澤 兼人君  
笹森 順造君  
加瀬 完君  
西村 直己君  
小坂 善太郎君  
塚田 十一郎君  
齋藤 昇君  
柴田 達夫君  
青木 正君  
後藤 博君  
福永 亨一郎君  
伊藤 清君  
柴田 護君

衆議院議員  
政府委員  
国家地方警察本部長官  
国家地方警察本部事務部長  
自治庁事務次官  
自治庁財政部長  
事務局側  
説明員  
自治庁財政部長  
部財政課長

本日の会議に付した事件  
○連合委員会開会の件  
○警察法案(内閣提出、衆議院送付)  
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○委員(内村清次君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。

日程及び公述人の選定、それから合同審査の件を協議いたしますために懇談会に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。  
○委員(内村清次君) それでは懇談会に入ります。

午後二時五十九分懇談会に移る  
午後三時九分懇談会を終る  
○委員(内村清次君) 懇談会を終ります。

それでは連合委員会に關する件についてお諮りをいたします。通産委員会に付託されております自動車競技法等の臨時特例に關する法律案は、本委員会においても重大な關係がありまして、この際本法律案につきましても連合委員会を申込むことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。  
○委員(内村清次君) では自動車競技法等の臨時特例に關する法律案について、通産産業委員会に連合委員会を申込むことに決定いたします。

○委員(内村清次君) 次に、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案を議題に供します。先ず政府から提案理由の説明を承わります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 今回提出いたしました警察法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の警察法は、戦後刻々にして占領政策の一環として施行せられたものでありまして、戦前の我が警察制度を根本的に改革して民主警察の理想を高揚した点においては、確かに画期的な意義を有してはおりますが、何分にも匆忙の間に當時の國際事情を反映しつつ制定せられたため、わが國情に適しないところが多く、その運用の結果に徴しても非能率にして不経済の欠陥を免れず、而してかかる欠陥を是正するために早晩根本的な改正の肝要であることは、つとに世人の広く認めて

いるところでありました。即ち、現在の警察制度は國家地方警察と市町村自治體警察との二本建となつておりますが、町村を管轄する國家地方警察は國家的性格に過ぎず自治體警察は完全自治に過ぎず國家的性格に欠けるところがあり、これを要するに都市と町村において性格の異なる警察が存在するという結果になつてゐるのであります。而してこのことは元來國家的性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて適合せざるものを内

蔵している結果となつてゐるのであります。更に、市町村自治體警察は、治安の対象地域が近時とみに広くなりつつあるにかかわらず、おの／＼の市町村単位において独立してゐるのであります。この細分化された警察組織の下においては警察運営の責任も又多数に分割され、従つてその有機的活動は著しく阻害されてゐるのであります。

勿論従来といへどもこれらの警察相互間においては、或いは人事の交流によつて意思の疏通を図り、或いは援助の協定を行なつて連絡調整を密にする等それ／＼努めて参つたものではあります。が、何と申しても制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙にも限界がありまして、ために警察單位の分制より生ずる盲点の存在が、警察の効率的運営をみずから傷けて参つた次第であります。且つ、この欠陥は國の治安に対する責任の不明確という点にも大きく影響しておりますことは、近年頻発する種々の事件に關連して國民の記憶の新たなところであると存じます。更に一方、行政改革の見地に立ちますならば、國家地方警察と市町村自治體警察との施設及び人員が互に重複してゐることは、國民にとつては徒らに複雑、且つ、不経済な負担となつてゐるのであります。この面よりするも制度の根本的刷新の要は今や社會の輿論であると申しても過言ではありませ

ん。

併しながら現行制度における叙上の弊を改めるに當り、警察の民主的な運

営、言い換えれば國民の警察運営に対する関与はこれを依然として保障すべきは勿論のことでありまして、この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決を図つたものが今般のこの法律案の骨子となつてゐる次第であります。

先ずこの法律案の内容について主要な点を申し上げます。第一に公安委員会制度を存置したことでありま

す。即ち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置き、警察を管理せしめることとしたのであります。即ち、中央においては、内閣總理大臣の所轄の下に國家公安委員会を、又地方においては都道府縣知事の所轄の下に都道府縣公安委員会を置き、それぞれ國民を代表する委員からなる合議體的機關によつて警察庁、又は都道府縣警察を管理せしめることとしたし、以て警察の民主的な管理運営を確保し、且つ、警察の政治的中立性を維持することとしたのであります。なおこの際公安委員に広く有為の人材を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警察と檢察の職業的前歴者のみに限ることとしたしました。

第二には、警察を府縣警察に一本化したことでもあります。即ち、警察の能率の運営を保持するため、現在の國家地方警察及び市町村自治體警察は共にこれを廢止して、新たに都道府縣警察を置くこととしたのであります。この

地方行政委員会會議録第三十八号

昭和二十九年五月十七日【参議院】

第三部 地方行政委員会會議録第三十八号

理由については冒頭に詳しく述べましたので省略することといたしますが、ここに一言申し加えたいのは、大都市の警察についての処置であります。大都市警察につきましても、従来から種々議論の存するところでありましたが、結論において、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめ、このために警察対象としての両地区の一体性を阻害し、警察運営の有機的活動に著しき障害を来すのみならず、財政的にも極めて不経済な結果となり得るので、これを府県警察に一元化する必要を認めたと次第であります。

第三に、府県警察の内容であります。即ち、都道府県警察については、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、能う限りこれに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。即ち、都道府県警察の性格は申すまでもなく地方公共団体たる都道府県の機関としての警察であり、言い換えればこれは府県自治体警察でありまして、知事の所轄の下にある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理の下に警察本部長が職務を行うのであります。従つてその職員は原則として地方公務員の身分を有するものでありまして、且つ、警察に要する経費については、一定の国家的警察活動に必要な経費を国が支弁する外は、原則として府県の負担としたのであります。又都道府県警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政で定めることとしたし、これらの警察行政は都道府県議会における審議を通じて常に住民の公然たる批判の前に置

かれ、而して住民の批判に制約せられる次第でありまして、この作用によつて自治体警察の特長と美点を具備せしめたのであります。而してこの精神に立脚しまして、都道府県警察は国家的な警察事務に限つて中央の警察庁の指揮監督を受けるものとしたし、その事項は法律に明記して警察の中央集権化の必要な十分の配慮をいたしたのであります。而してこれがため警察本部長と極く少数の警視正以上の首脳職員は国家公務員としたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面、この任免に対して管理者たる都道府県公安委員会は懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることとしたし、以て両者の権能につき均衡あらしめたものであります。なお、都の警視總監の任免は特にその地位の重要性に鑑み、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとし、これに対する懲戒罷免の勧告権の所在は他の道府県の場合と同様にいたしたのであります。

第四には、中央の警察機構のことであります。即ち、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は国務大臣を以て充てることとし、国家公安委員会はその管理の下に警察庁を置いて国の公安に係る警察運営を掌り、警察の教養、通信、鑑識、統計及び装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行はしめることにいたしましたのであります。更に、国家公安委員会は、委員長及び五人の委員を以て組織することとし、委員長は国務大臣を以てこれに充てることとしたし、また、この委員長は会議に際して表決には加わらず、従つて国家公安委員会

が政治的中立性を保つところの合議機関である現在の性格は今般の改正によつてもこれを一貫して堅持せしめていたのであります。同時に委員長として新たに国務大臣が加はることにより、政府の治安に対する国家的な考え方が国家公安委員会の中正な判断によつて濃縮せられた上、警察運営の上に具現されるようにいたしました。かくのごとくにして政府の治安責任と警察の政治的中立性との調和を図つたものであります。又警察庁は国家公安委員会の管理の下に、極めて特定の国家的な警察事務を所掌し、これに關しては都道府県警察を指揮監督することとしたし、また、その事務の範囲は上述のごとく最小限の列挙事項のみに限定したのであります。従つて個々の一般犯罪の捜査のごときはこれを中央の権限より除去いたしましたのであります。なお、警察庁長官は政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとしたし、また、他面これに対しては国家公安委員会が長官の懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることは、道府県公安委員会の権限の場合と同様であります。

なおこの改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により警察職員の数において三万人、経費において約九十億円を減少し得る予定であります。又この改正の実施に伴い国家地方警察職員も市町村自治体警察職員も共にその身分に変更を生ずる結果となりますが、この場合も努めて新機構への受入れの円滑を期するため、職員の身分を保障すると共に俸給の減額となるものについては、その差額について調整の

措置を講じ、且つ、恩給、退職手当についても従来の在職年数はすべて通算することとしたし、これら誠実な職員の生活に不安を与えざるよう万全の配慮を払つております。而して従来の国家地方警察と自治体警察とがその用に供しておりました財産の移転につきましても、制度の切替に伴い支障を来すことのないよう、すべて国と都道府県、市町村との当事者相互間の協議により譲渡を行うものとし、特別の事情のあるものについては債務を承継し又はこれを有償とする等の措置を講じ得ることとしたいたしました。なお、本法案が幸ひにして成立いたしました上は、これを来る七月一日に施行する所存であります。

以上本法案提出の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

なお、本法案は衆議院におきまして、警察本部長等の任免に関する点、五大市を有する府県の組織に関する特例及び五大市に関する一年間の経過措置に関する点、都の公安委員会の特例に関する点、並びに公安委員会の資格要件緩和に関する点につきまして修正があり、これにつきましても、提案者から説明があることと存じますが、ここに申し添える次第であります。次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由を申し上げます。本法案の提案の理由は今般提案いたしました警察法案と関連いたしました関係法令を整理し、これに伴い所要の経過措置を定める必要があるものであります。

ります。この整理の方針をいたしましては、関係法令中の関係事項について警察法案の規定上当然に整理改正を要するものを改めることとしたし、また、経過措置につきましても、警察法案の規定及び本法案による整理に対応して必要な規定を設けることとした次第であります。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 同法案に対しては、斎藤国警長官から補足説明を聞くことにいたします。

○政府委員(齋藤昇君) 只今提案理由の説明のありました本法案の内容につきましても、その条文の順序に従つて御説明をいたします。

この法律案は、七章七十八条の本文及び附則二十八項からなつております。第一章は総則をいたしまして、この法律の目的、警察の責務及び警察職員の服務の宣誓の内容について規定しております。即ち、この法律の目的とは民主的の理念を基調とする警察の管理と運営を保障しつづけるにその任務を遂行するに足る警察組織を定めることとあります。次に警察の責務につきましても、現行の趣旨通り個人の生命身体及び財産の保護と犯罪の予防、鎮圧及び捜査等公共の安全と秩序の維持を以てその範囲とし、併せてその権限の濫用を戒める旨を規定すると共に、新たに不偏不党、且つ公平中正を旨として責務を遂行すべきことを加え、警察のあるべき姿を更に明らかにしたのであります。なお、この法律により警察の職務を行う者については、特に服務

従つて条例で定めることになつております。都道府県警察の職員については

国家的性格を有する警察事務の円滑な遂行を図るため少数の警視正以上の警察官は国家公務員とし、その任命は長官が国家公安委員会の意見を聞いて行い、それ以外の大部分の警察職員はすべて地方公務員とし、その任免は警視

総監又は警察本部長が都道府県公安委員会長の意見を聞いて行うこととしたしましたが、いづれについても都道府県公安委員会は懲戒罷免の勧告権を有するのであります。なお地方公務員たる大部分の警察職員は地方公務員法の

適用を受けることは勿論であります  
が、警察の職務の特質上任用、勤務条  
件、服務等に関しては国家公務員の例  
を基準として条例その他で定めるもの  
としたのであります。これら都道府県  
警察の職員の定員については、国家公

務員については政令で、その他の警察官については政令で定める基準に従ひ、条例で定めることとしたました。

第四節は、都道府県警察相互間の関係について規定しております。先ず、都道府県警察は、相互に協力する義務

があるものと規定し、具体的には警察が相互間の援助及び管轄区域外の権限行使について規定して警察相互間の協力態勢を強化し、警察事務の能率的運営を確保することとしたのであります。

以上これを要するに都道府県警察は、地方公共団体たる都道府県の機関として置かれた自治体警察ではありませんが、これに国家的性格を有する警察事務を担当するにもふさわしい特長を

も具備せしめ、これによつて国家的な

要請と地方自治との調和のとれた組織とすることとしたのであります。

第五章は、警察職員に関する事項について規定しております。警察官の階級は長官を除き、警視總監以下九階級といたしました。次に警察官の職務を一般的に規定し、警察官の職権行使の区域についての規定をいたしました。

警察官は元來その所屬の都道府県警察の管轄区域内で職権を行使すべきことを原則としますが、先に述べました援助派遣の場合及び管轄区域外の権限行使の場合のほか、例外として現行犯人の逮捕に関する場合及び移動警察の場合についてそれ／＼管轄区域外においても職権を行使し得るよう定めておいたのであります。又警察職務の遂行上必要な小型武器の所持、被服の支給、装備品の貸与、その他警察職員の礼式、服制、表彰についてもこの際それ／＼法律に規定をいたし、又皇宮護衛官について所要の規定を準備いたしました。

第六章は、緊急事態の特別措置に関して規定しております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様として警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。が、現行法の国家非常事態の名称は、その内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとしたしました。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。が、機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、

その限界と指揮系統を明らかにすると共に、布告に対する国会の承認の手続きについても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡を図つたのであります。

第七章は雑則として、警察官と檢察官との關係が刑事訴訟法の定めによるべきことのほか、恩給と国有財産等の無償使用等について規定いたしました。このうち特に恩給につきましては、今後都道府県の地方警察職員について恩給法の規定の適用を認めることとし、又今後相互の異動に際しても恩給については勤務期間を通算し、人事交流を円滑ならしめる途を開きました。

附則は、この法律の施行について必要な事項を定めておいたのであります。が、先ずこの法律の施行期日は七月一日といたしております。もとより法律の公布後はできるだけ早期に施行することが望ましいのであります。が、都道府県における予算措置その他政令、条例の制定等の準備期間も考慮に入れて七月一日としたものであります。次にこの法律の施行のため必要な公安委員の選任手続その他の準備行為は法律施行前にできることとしたしました。なおこの法律の施行に伴い現在の国家公安委員会、都道府県公安委員会は廃止されることとなりますが、第四項から第八項までは国家公安委員会と都道府県公安委員会の最初の委員の任命について主としてその任期を規定しております。第九項及び第十項は警察職員の身分の引継ぎについての経過規定であり、この場合現在の警察職員の身分は、新しい機構に当然引継がれることとして、現在の警察職員の身分を保障いたしました。第十一項から第十四

項までは、警察用財産処理の経過規定で、現在の国家地方警察及び自治体警察の廃止に伴い、これらの警察の用に供されていた財産を新たにできる警察庁又は都道府県警察の用に供するため財産の処理の方途を講ずる必要があらますので、これらの処理が円滑に行われるよう、警察用財産の譲渡又は使用は、国と都道府県と市町村の間における相互の協議によつて行うこととしたしました。而してこれらの譲渡又は使用は無償を原則としますが、当該財産に伴う負債がある場合、その他特別の事情がある場合は債務の承継又は有償とする等の措置を講じ得ることとしたのであります。第十五項は給与に関する経過規定で、現在の警察職員が都道府県警察の地方職員となつた場合において、若し俸給額が減額となつた場合においても、その差額の調整のため、政令の基準に従ひ条例によつて手当を支給することとしたしたのであります。第十六項から第十九項までは、休職、特別待命、懲戒処分、不利益処分、公務災害補償についての経過規定であり、第二十項から第二十七項までは退職手当、恩給及び共済組合に関する経過規定であります。退職手当、恩給については、いずれも制度の切替を円滑にするためこの法律の施行に伴う職員の身分の変動にもかかわらず従前の在職期間を通算する等の措置を講ずるよういたしました。これらの規定を通じて、制度の切替に當つて職員が得る限り不利益を受けることがないように配慮をいたした次第であります。

以上本法律案の主要な点につきまして、その概略を御説明申上げた次第であります。

次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の内容についてその概要を申し上げます。

先ず、第一条においては、警察法の施行に伴い、当然不要となります都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律、市の警察維持の特例に関する法律及び町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律の廃止を規定しました。第二条以下においては、警察法の施行に伴つて当然改正を要する関係法令をその制定順に掲げ、必要な整理改正を加えております。

第二条及び第三条では、民事訴訟法及び関係法令中の「警察吏員」の語を整理いたしました。

第四条では、遺失物法第十五条中の、交付を受ける者のない物件を、都道府県警察の設置に伴い、当該都道府県に帰属させるのが当然と存し「国又は」を削りました。

第五条から第八条までは、国税犯則取締法、狩猟法、公益質屋法及び死産の届出に関する規程の改正で、「警察吏員」の語を整理いたしました。

第九条では、裁判所法中の警察官の派出要求について、第十条では、道路交通取締法中の公安委員会その他について警察法の施行に伴つて必要と認められる整理をするため、条文に所要の改正を加えました。

第十一条から第十三条までは、最高裁判所裁判官国民審査法、消防組織法及び海上保安庁法についての改正で、当然必要な整理をいたしました。

第十四条では、国家公務員共済組合法中従前の国家地方警察の職員等で一単位を組織しております組合の構成員

が変更すること等の整理上の改正であります。

第十五条では、風俗営業取締法中当然必要な諸條上の改正と手数料の規定を補つたものであります。

第十六条では、刑事訴訟法の規定中当然必要な諸條上の改正を行いました。

第十七条では、警察官等職務執行法を警察官職務執行法に改め、その他警察法の施行に伴い当然必要な改正を加えました。

第十八条から第三十五条までの、い、獸処理場等に関する法律、檢察審査法、少年院法、少年院法、消防法、郵政省設置法、古物営業法、たばこ専売法、總理府設置法、犯罪者予防更生法、大藏省設置法、水防法、警察用電話等の処理に関する法律、漁業法、公務員法、精神衛生法、火薬類取締法、質屋営業法の改正は、いずれも公安委員会、警察吏員等に関する必要な整理のための改正であります。

第三十六条の地方公務員法の改正は、任命権者が変更されますための規定の整理であります。

第三十七條から第四十三條までの銃刀剣類等所持取締令、農業委員会法、高圧ガス取締法、出入国管理令、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律、外国人登録法、破壊活動防止法の改正は、いずれも警察庁、都道府県警察の設置のため、又は警察吏員に関する規定の整理のための改正であります。

第四十四條の警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の改正は、題名を変更し、併せて必要な整理を行なつたものであります。

第五十三條の交通事件即決裁判手続法の改正は、今国会に提案の同法案の附則において道路交通取締法の一部改正を行うこととしておりますので、この改正条文中用語の整理を行なつたのであります。

のとする事、及びこの法律の施行前に給付原因が発生し、この法律の施行の日以後において実施することとなるものについては、従前の負担区分により国、都又は市町村が行うものとする事について必要な経過規定を設けました。

以上、この法律案につきまして概要を御説明申上げました次第であります。

す。  
○委員長(内村清次君) 両法案に対しましては、衆議院におきましては修正議決をされております。よつて修正部分に対する提案理由の説明がございませう。衆議院議員の西村直己君。

○衆議院議員（西村直己君） 御説明申上げます。衆議院におきます保守三党共同提案によりまして、両法案を修正申上げておりますので、その理由と内容の概略を御説明申上げますが、先ず

警察法案に對しまする修正部分であります。

修正の第一点でございますが、任免權の点であります。即ち第一に警察厅长官の任免は、これを国家公安委員会が、内閣總理大臣の承認を得て行うように改めました。

第二点であります。警視總監の任免

は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得、内閣総理大臣の承認を更に得まして行う、こういうふうに変更したのであります。

第三であります。警察本部長及びその他の都道府県の警視正以上の警察官の任免は国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行うことに改めることとしたのであります。

即ちこれらの点はいづれも内閣総理大臣又は警察庁長官が任免権を持ち、

國家公安委員會の意見を聞くこととしてあります。政府案を、國家公安委員會に任免権を持たせまして、その場合に内閣総理大臣の承認を得ること、或いは都道府県公安委員會の同意を得て行わしめることにしようとするものであります。その理由といたしまして、民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化を図る趣旨

からみまして、任命権をいずれに属せしめますかは政府においても相当慎重に考慮されたことと思われるのでありますが、今國の制度の上ではあえて任命権を内閣総理大臣又は警察厅长官に属せしめずともその趣旨は達成できる

のでありますし、又、人事権の掌握によつていたずらに無用の誤解を招くようなことは避けたい、こういう趣旨から三派共同の修正の第一点を行なつた次第であります。

次に修正の第二点につきましては、大都市の警察問題であります。この点につきましては、大都市即ち五大市を有する府県につきましては特例を加えて、五大府県の公安委員の数を五人とし、そのうち二人は五大市の市長が市議会の同意を得て推薦する者について知事が任命することになりました。

た。第二に五大市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、市警察部を置き、市警察部長は市警察部の事務を統括し、府県警察本部長の

命を受けまして、所屬職員を指揮監督するものとしたのであります。

大都市の警察の問題につきまして、政府案におきましては、府県警察に一元化しているのであります、こ

れについては、従来の経験に鑑み、警察連営の有機的活動の障害を除去し、

警察活動の一体性を保とうという趣旨にある点は了解できるのであります。が、五大市の区域内の警察事務には特殊性もあることであり、従つてこれらの市住民の意思を府県警察に反映させるためには、五大府県の公安委員の数を二人増加しまして、市より推薦したものを加え、又これらの市部内の事務処理のため市警察部を置くことにより

まして、市の実情にも適応した警察運営を図るのが適當であろうと考えまして、このように修正しようとするものであります。

併しながら、五大市の警察を今直ちに本法施行と同時に府県に一元化する

には準備その他の都合もありますので、この時機を一ケ年間延期しました。その間は府県警察と同様の性格の市の警察として措置することとしたのであります。従つて、この一年間

は五大府県の公安委員を五名とする例外規定も停止するものであります。

第三点は、都の公安委員会は五人の委員を以て組織するものと改めたものであります。これは東京都が我が国の首都で、人口は全国の約一割を占め、警察事務も極めて多く、国家的利害關係も複雑でありますので、公安委員を

五人とすることが警察事務の処理の上にも、又、民主的保障の上にも適當と考えたのであります。

第四点としては、公安委員の資格要

件を緩和いたしましたして、これを任命前五年間に警察又は検察の前歴を有しないものと改めたことであります。政府案におきましても、従前の制限を大幅に緩和いたしておりますが、なお、警

察又は檢察の前歴のある者を欠格要件としておりますことは、その趣旨とす

るところは一応了解はできますが、少しでも専門の経験を有するものを一切且つ無期限に制限いたしますことは、余りにも嚴格に過ぎると思われましますので、これを五年前の前歴者までに緩和いたしましたのであります。

以上が修正案の要点でありまして、その他これに伴ひまして所要の条文の整理を行いますと共に、警察法の施

○委員長(内村清次君) それでは費時  
行に伴う關係法令の整理に関する法律  
案につきましても、当然必要な条文の  
引用上の整理を行なつた次第でありま  
す。何とぞ御審議下さいませようにお  
願ひいたします。

休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後五時十一分開会

○委員長(为村清次君) 宋應節に引續

いて地方行政委員会を再開いたしました。地方財政法の一部を改正する法律案を議題に供します。

先ず本法案につきまして、政府から補足説明と、逐条説明をお願いいたしますが、これは参議院に設置されておりました補助金等の臨時特例に関する

法律に關する特別委員會で修正議決されておりますが、この修正部分と本法案との関連性につきましても、併せて御説明を願いたいと思います。

○政府委員(後藤博君) それでは逐条説明をいたしながら、おつしやいますような改正案について関連して申上げたいと思います。

第四条の二を新しく加えたのであ

りますが、これは地方公共団体における年度間の財源の調整を図る措置を財



政法の規定として設けたのであります。これは交付税の総額が自動的に定まりますので、年度間の調整を特別会計においてやりますか、それとも地方自治体においてやるかという問題があるものであります。地方自治体自体において年度間の調整をいたしまして、特別会計の中の借入、積立方式をやめるといふことにいたしましたのであります。従いまして年度間の調整についての一つの指針を財政法の中に入れてたいと考えまして、この新しい規定を設けたのであります。地方自治体が当該年度間において地方交付税の定めるところによりまして交付を受けた交付税の額と、その算定に用いられた不足額不足額とが合わない場合、財源不足額以上の交付税の額を交付を受けました場合には、災害その他止むを得ない事由がある場合を除くほかはその一部を将来積立てまして、地方債の償還財源に充てますとか、その他翌年度以降に要します経費を節約いたしますような措置を講ずる、こういうことにいたしておるのであります。積立の場合だけ、つまり超過しております場合だけを申しておりますのであります。不足の場合には基準財政額を調整いたしまして交付するということに交付税法の場合でなっておりますので、積立の場合だけをここに書いたわけであり

あります。また、入場税、飲区税のようなものと同じように、制限規定の普通税の中から除くことにいたしておりますのであります。入場税が国税になりましたので、それに替へましてたばこ消費税をそこに入れるわけでございます。それから標準税率以上を取つておらなければ一般の起債は認めないというふうになつておりますので、個人に対する府県民税の所得割についてはその標準税率を使うというふうな修正規定を入れたわけであり

替へ、「社債原簿」を「地方債証券原簿」と、「会社」とありますのを「地方公共団体」と、こういうふうな説替へをいたしまして、商法の規定を準用いたしたいと考える次第でございます。それから第十條の規定の改正は、この規定は、国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費の負担区分の規定であります。その二十二号の未引揚邦人の調査に要する経費を落し

すが、これは「交付金」を「交付税」と説替へる規定であります。十二條は、国家地方警察は今年警察法の改正に伴つて警察庁に要する経費、これは地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費の規定でありますので、警察庁に要する経費だけをここに掲げることにいたしましたわけでございます。第二十六條は「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める規定であります。

行する。これも衆議院のほうで直して頂きました。それから第二項の「警察庁」とありますのは、警察法は七月一日から施行されますから、六月三十日までには「国家地方警察」と説替へるといふ規定であります。以上簡単に逐条説明を申し上げます。

○委員長(内村清次君) この附則の昭和二十九年四月一日というものは何日というふうになりましたか。

○政府委員(後藤傳君) これは衆議院のほうから修正したものが、こちらに参つていふと思ひます。

○秋山長造君 この衆議院修正の説明をちよつと聞いておいてもらつたほうがよいと思ひます。

○説明員(柴田謙君) 衆議院で行われた修正につきましては、ここに私から御説明申し上げます。

衆議院におきます修正の第一点は、三十六條の改正規定でございますが、政府原案は「当分の間」となつておりましたが、それを補助金等の臨時特例等に關します法律で、地方財政法でいつております負担金関係の施行が、負担金関係の条文が時限法になりました。『当分の間』が昭和二十九年年度限りになりましたので、それに合せまして、三十六條につきましても「当分の間」とありますのを「昭和二十九年年度に限り」といふふうに直したのが一点であります。

それから第五條は起債の制限の規定であります。これは新しくたばこ消費税が設けられますので、それから府県民税が設けられますので、それに伴います改正でありまして、たばこ消費税は一定税率の税でございますので、普通税のうちで、電気ガス税で

あります。また、入場税、飲区税のようなものと同じように、制限規定の普通税の中から除くことにいたしておりますのであります。入場税が国税になりましたので、それに替へましてたばこ消費税をそこに入れるわけでございます。それから標準税率以上を取つておらなければ一般の起債は認めないというふうになつておりますので、個人に対する府県民税の所得割についてはその標準税率を使うというふうな修正規定を入れたわけであり

替へ、「社債原簿」を「地方債証券原簿」と、「会社」とありますのを「地方公共団体」と、こういうふうな説替へをいたしまして、商法の規定を準用いたしたいと考える次第でございます。それから第十條の規定の改正は、この規定は、国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費の負担区分の規定であります。その二十二号の未引揚邦人の調査に要する経費を落し

すが、これは「交付金」を「交付税」と説替へる規定であります。十二條は、国家地方警察は今年警察法の改正に伴つて警察庁に要する経費、これは地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費の規定でありますので、警察庁に要する経費だけをここに掲げることにいたしましたわけでございます。第二十六條は「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める規定であります。

行する。これも衆議院のほうで直して頂きました。それから第二項の「警察庁」とありますのは、警察法は七月一日から施行されますから、六月三十日までには「国家地方警察」と説替へるといふ規定であります。以上簡単に逐条説明を申し上げます。

○委員長(内村清次君) この附則の昭和二十九年四月一日というものは何日というふうになりましたか。

○政府委員(後藤傳君) これは衆議院のほうから修正したものが、こちらに参つていふと思ひます。

○秋山長造君 この衆議院修正の説明をちよつと聞いてもらつたほうがよいと思ひます。

○説明員(柴田謙君) 衆議院で行われた修正につきましては、ここに私から御説明申し上げます。

衆議院におきます修正の第一点は、三十六條の改正規定でございますが、政府原案は「当分の間」となつておりましたが、それを補助金等の臨時特例等に關します法律で、地方財政法でいつております負担金関係の施行が、負担金関係の条文が時限法になりました。『当分の間』が昭和二十九年年度限りになりましたので、それに合せまして、三十六條につきましても「当分の間」とありますのを「昭和二十九年年度に限り」といふふうに直したのが一点であります。

それから第五條は起債の制限の規定であります。これは新しくたばこ消費税が設けられますので、それから府県民税が設けられますので、それに伴います改正でありまして、たばこ消費税は一定税率の税でございますので、普通税のうちで、電気ガス税で

あります。また、入場税、飲区税のようなものと同じように、制限規定の普通税の中から除くことにいたしておりますのであります。入場税が国税になりましたので、それに替へましてたばこ消費税をそこに入れるわけでございます。それから標準税率以上を取つておらなければ一般の起債は認めないというふうになつておりますので、個人に対する府県民税の所得割についてはその標準税率を使うというふうな修正規定を入れたわけであり

替へ、「社債原簿」を「地方債証券原簿」と、「会社」とありますのを「地方公共団体」と、こういうふうな説替へをいたしまして、商法の規定を準用いたしたいと考える次第でございます。それから第十條の規定の改正は、この規定は、国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費の負担区分の規定であります。その二十二号の未引揚邦人の調査に要する経費を落し

すが、これは「交付金」を「交付税」と説替へる規定であります。十二條は、国家地方警察は今年警察法の改正に伴つて警察庁に要する経費、これは地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費の規定でありますので、警察庁に要する経費だけをここに掲げることにいたしましたわけでございます。第二十六條は「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める規定であります。

行する。これも衆議院のほうで直して頂きました。それから第二項の「警察庁」とありますのは、警察法は七月一日から施行されますから、六月三十日までには「国家地方警察」と説替へるといふ規定であります。以上簡単に逐条説明を申し上げます。

○委員長(内村清次君) この附則の昭和二十九年四月一日というものは何日というふうになりましたか。

○政府委員(後藤傳君) これは衆議院のほうから修正したものが、こちらに参つていふと思ひます。

○秋山長造君 この衆議院修正の説明をちよつと聞いてもらつたほうがよいと思ひます。

○説明員(柴田謙君) 衆議院で行われた修正につきましては、ここに私から御説明申し上げます。

衆議院におきます修正の第一点は、三十六條の改正規定でございますが、政府原案は「当分の間」となつておりましたが、それを補助金等の臨時特例等に關します法律で、地方財政法でいつております負担金関係の施行が、負担金関係の条文が時限法になりました。『当分の間』が昭和二十九年年度限りになりましたので、それに合せまして、三十六條につきましても「当分の間」とありますのを「昭和二十九年年度に限り」といふふうに直したのが一点であります。

それから第五條は起債の制限の規定であります。これは新しくたばこ消費税が設けられますので、それから府県民税が設けられますので、それに伴います改正でありまして、たばこ消費税は一定税率の税でございますので、普通税のうちで、電気ガス税で

あります。また、入場税、飲区税のようなものと同じように、制限規定の普通税の中から除くことにいたしておりますのであります。入場税が国税になりましたので、それに替へましてたばこ消費税をそこに入れるわけでございます。それから標準税率以上を取つておらなければ一般の起債は認めないというふうになつておりますので、個人に対する府県民税の所得割についてはその標準税率を使うというふうな修正規定を入れたわけであり

替へ、「社債原簿」を「地方債証券原簿」と、「会社」とありますのを「地方公共団体」と、こういうふうな説替へをいたしまして、商法の規定を準用いたしたいと考える次第でございます。それから第十條の規定の改正は、この規定は、国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費の負担区分の規定であります。その二十二号の未引揚邦人の調査に要する経費を落し

すが、これは「交付金」を「交付税」と説替へる規定であります。十二條は、国家地方警察は今年警察法の改正に伴つて警察庁に要する経費、これは地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費の規定でありますので、警察庁に要する経費だけをここに掲げることにいたしましたわけでございます。第二十六條は「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める規定であります。

行する。これも衆議院のほうで直して頂きました。それから第二項の「警察庁」とありますのは、警察法は七月一日から施行されますから、六月三十日までには「国家地方警察」と説替へるといふ規定であります。以上簡単に逐条説明を申し上げます。

○委員長(内村清次君) この附則の昭和二十九年四月一日というものは何日というふうになりましたか。

○政府委員(後藤傳君) これは衆議院のほうから修正したものが、こちらに参つていふと思ひます。

○秋山長造君 この衆議院修正の説明をちよつと聞いてもらつたほうがよいと思ひます。

○説明員(柴田謙君) 衆議院で行われた修正につきましては、ここに私から御説明申し上げます。

衆議院におきます修正の第一点は、三十六條の改正規定でございますが、政府原案は「当分の間」となつておりましたが、それを補助金等の臨時特例等に關します法律で、地方財政法でいつております負担金関係の施行が、負担金関係の条文が時限法になりました。『当分の間』が昭和二十九年年度限りになりましたので、それに合せまして、三十六條につきましても「当分の間」とありますのを「昭和二十九年年度に限り」といふふうに直したのが一点であります。

閣します法律の成立が遅れておりましたので、衆議院におきましては附則の一項を全文修正いたしました。この法律は、公布の日から施行し、第五條の改正規定は昭和二十九年年度の地方税から、第十條、第十條の四及び第三十六條の改正規定は同年度分の負担金から適用する。というように改められております。で、第五條の改正規定と申しますのは、起債の、地方債の制限に關します税の是正整備に關します規定でありまして、これは附則の規定を改正しておきませんと、四月一日から施行になりますと平仄が合わなくなるわけでありまして、公布の日から施行するが、適用は昭和二十九年年度の地方税から適用する。それから第十條、第十條の四及び第三十六條の規定は、国と地方団体の経費負担に關します規定でありまして、この負担に關する規定は、昭和二十九年年度の負担金から適用するというふうな改められたのであります。ただ先ほど財政部長から御説明申上げましたように、この部分が更に衆議院におきまして補助金等の臨時特例等に関する法律が更に修正されまして、この地方財政法に關係いたします条文中は、第十條と、それから第三十六條のこの母子相談員と母子手帳に關します部分につきましては、補助金等の臨時特例等に関する法律では、その法律の公布の日以前におきまして国が負担すべきこととなつた負担金につきましては、国が負担するのであつて、補助金等の臨時特例等に関する法律が施行後におきまして生じた経費につきましては、地方団体が全部持つのだというふうに変更したので、それに

合せて、第三十六條の部分と、附則の第一項の部分につきまして、所要の修正が必要ではないかと考えております。

○若木勝蔵君 質疑に入つてもいいですか。

○委員長(内村清次君) ええ、結構です。

○若木勝蔵君 私、三何いたと思つておりますが、今度のこの補助金等の臨時特例等に関する法律案によつて、大分この文部省関係、或いは厚生省関係、農林省関係、その他の各省関係において補助金が打切りになつたり、或いは減額されるようなことになつておりますが、勿論この中には私今まではつきりわかつておりませんけれども、修正になつたものが文部省関係にもあつたやうでございまして、そういうことが當然これは地方財政に影響を及ぼして来るだろうと思つておりますが、その初めの財政計画と比べまして、どういふふうな一休事情の変化があつたか、この点について……

○政府委員(後藤博君) 修正された部分につきましては、大体補助がつかなかつたものがつくるやうになりましたのは、今申上げました母子相談員に關する経費と母子手帳に關する経費、これだけが施行までの間つくと、このうち、補助率が多くなつたものであります。従つて財政的には、従来地方負担となつて現われて来るだけであります。収入のほうは殖えて来る恰好になります。で、大体私どもも現在の財政計画を

変えなくてもやつて行けるやうに考えております。

○若木勝蔵君 そうすると、それのために地方負担が増すというふうなことはあり得ない、こういうふうな了解しつてもいいのだな。

○政府委員(後藤博君) さうに考えております。

○若木勝蔵君 それでは次の点をお伺いしたいのであります。今の修正案の説明で、以て、この第三十六條の「当分の間」というふうなものが二十九年度限り、このううううに修正されたというふうなお話であります。この初めに當りまして政府としては、この「当分の間」というふうなことをどういふふうにお考えになつておられるのであります。こんな点を……

○國務大臣(塚田十一郎君) これは今年この補助金の整理は、一つは本質的な物の考え方から来る部分があるのと、もう一つは二、三年間のこの財政緊縮とどう歩調を合せて行くかということがあるわけなんです。當分の間」という考え方は、整理されたものをその観点から考えまして、財政の緊縮状態というものを続けて行く必要のある間はこれをやつて行きたい、こういう考え方であつたわけでありまして、それが国会側におきまして、まあ、そういう認識は恐らく二十九年度で済むであらうという認識に立つて、国会側が御修正になつたと、こういうふうには私はお伺いいたしております。

○若木勝蔵君 そうしますと、この国会側のこの考え方と政府の考え方というものは、本質的に違ひが、相違ができて来た、こういうことになりまして、今後の地方財政の本義から考え

て、やはり国会側の修正のほうは正しいとお考えになつておるのでございませぬ。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはまあどちらが正しいというのではない、恐らくこの同じような状態が続く限りは、やはり来年も同じような措置をして行かなければならないと思つております。ただ我々政府側が「当分の間」と當初考えましたのは、そういう状態は一年では恐らく片付かないのじやないだらうかということであつたと思つておりますが、まあ国会側は一年で大体あつた、そこまでは……

○若木勝蔵君 一体この母子関係の経費というものは、どのくらいにお読みになつておりますか。

○政府委員(後藤博君) 母子相談員の設置費の補助であります。これが二十八年度の経費は九千五百九十九万円であります。二十八年度がそうでありまして、それから二十九年度が八千八百五十二万四千円であります。そのうち二十八年度は国費が四千七百九十九万五千円であります。それから地方費が四千七百……これは同額であります。二分の一補助でありますから同額であります。それから二十九年度は全部地方負担ということになつております。財政計画上はこういうものは地方では落せない費用と思ひますので、財政規

模のうちからは落しておりません。財政需要のほうから落さないで、これは交付金で出すという考え方に立つております。従つて負担関係が地方負担だけになりまして、やはりそういう財政需要はあるという考え方を私どもしておつたのであります。

○若木勝蔵君 そうしますと、今度は二十九年度は全部国の負担はやめちやつたわけですか。それで地方負担だけにする、二十八年度はもう国の負担というのには僅かに四千七百九十九万程度ですか。これを一体どういふふうな社会的なものを削つてしまふとか、或いは二十九年度限りにするとか、或いは、国自体が予算の上から何と言いますか、一兆億の予算の枠というやうなことから、こういう社会施設を、まあ社会保障的なものを犠牲にして、このじやないかと見てゐるのであります。こういうけちなやり方は私は國としてとるべきでないというふうな考えられるのであります。そこでこの二十九年度から全部地方負担にすると思ひます。これは交付税によつて賄われることになりませんか。

○政府委員(後藤博君) そうであります。

○若木勝蔵君 こういうふうなものを地方負担にして、而もこの交付税によつて賄うなんていうやうなことは、私は相違考へるべきことだと思つて、むしろ國が進んでこういうふうなものについては國の負担にすべきだと思つてゐるが、どうですか、長官の考え方は……

○國務大臣(塚田十一郎君) これはさつき私一般に整理される部分を前提にして申上げたのですが、中にこれの正

うに国からの補助の形、つまり紐をつけて出すという形のもの交付金にまゝとめるというふうの補助金の整理も相当数あるわけでありませう。これはまあどういふ考えから出て来ておるか、と申しますと、財政計画全体といたしましては、紐をつけて出すことによる富裕団体のロスを削ぐということ、それから更に交付税で行くものと紐をつけて行くものの扱いの上の違ひは、非常に小さなものがたくさんに分けられて行くということのために事務も殖えますし、そういうものは成るべくまとめて交付税で出してしまうという考えから出て来るのでありまして、まあ私はこういう性質の実は細かい補助金というものは、これは当面の事態とは別個に成るべく平衡交付金に統合するのがむしろ平衡交付金の制度としては正しかつたのではないかと、こういうふうな考へておられるわけですか。まあ併し少くともこの法律、それからして国会側における御修正はそういう考へ方ではありませうとありますが、大體若木委員のお尋ねのお考えに對して私は今申上げるように、むしろこれは今までのように紐付で又元へ戻して行くということよりも、交付税でまとめて出すというほうがいいのじやないか、まあこういう感じを私は持つてゐるわけでありませう。

○若木勝蔵君 私にはまあ重ねて申上げますけれども、社会保障制度というふうなことが重要視されるのであれば、真先にこういうふうな問題は国の負担において賄われるべきものでありまして、いわゆる一定の割合で以て交付されること、交付税などでやるべきものでない、こういうものこそ全く純粹な国費負担によるべきものである、こういうふうな見解を持つておりますので、まあ見解の相違だと思ひます。そこで、もう一つ細かいことになりませんが、伺ひたいのは、今衆議院の修正で、この母子手帳関係のものは、この法律の施行後のものに対してはどうなんですか。施行されたのちにおいてこれは地方負担になるわけですか。施行前のものは国が負担するのである。こういうことになるわけですね。

○政府委員(後藤傳君) そうです。○若木勝蔵君 ところが二十九年度の分は、初めから地方負担になつてゐるのじやないですか。これはどういふふうになつてゐますか。

○政府委員(後藤傳君) 財政計画は、先ほど申しましたように、全額地方負担と、こういつたようにまあ組んであるわけでありませう。併しこの法律の施行前の経費、補助金等の法律の施行前の経費につきましては、二分の一負担、こういうことに相成りますので、この分だけ地方団体の歳入のほうが多くなつて、財政計画上は余裕が出て来る、こういうことに相成ります。

○若木勝蔵君 そうすると、実際のこの事情は、もう施行前に相当手帳などについては手配をして実施をしてゐるのではありませんか。その事情はどうなんですか。

○政府委員(後藤傳君) 私どもはこの補助金等が廃止されてもやはり事業はある、又地方団体としてやらなければならぬ事業という考へ方をいたしておりまして、財政需要のほうから落してありません。従つて地方団体としては、やはりおつしやいます通り

に、その準備をやはりしてゐるのであります。従つてその経費は交付金といふことであつたのであります。一部が今度は補助金の恰好で出て参ることになるわけでありませう。

○秋山長造君 四條の二の問題ですが、年度間の調整の点について、「基準財政需要額を著しく超える場合」といふのは、何か段階があるのですか。

○政府委員(後藤傳君) この規定は先ほどちよつと申しましたように、一つの財政運営の指針を与えるという意味の規定であります。いわば精神的な規定でございます。従つて少額の場合までこういう措置をとらなくてもいいのじやないか。それで著しく超えてゐる場合に限つて地方債の償還財源に充てますとか、翌年度以降の財政が節約されるようなことに使つてもらいたいという意味でありまして、著しく超えてゐるの、私どもは別に何%以上が著しく超えてゐるに細かくは考へておりませう。

○秋山長造君 併し特にこういう規定を新らしく設けて地方財政の計画的な運営を確保しようという大きな目的を持つてゐる以上は、何らかの面でやはり地方財政のやり繰りというものに對して、例えば自治体のほうで絶えず見えておつて、助言なり或いは指導をされるというふうなおつてもあるんじゃないのですか。

○政府委員(後藤傳君) 財源不足額と、それから交付税の額とが違つて、交付税の額が多くなつて参りました場合には全体的に多くなつて行くわけでありませう。従つて各地方団体に對しましては、そういうときには全体的にこういう措置をとつたほうがよろしいとい

はまるような現象が起るかどうかといふことは、私は恐らくそういうことは起らんので、むしろ逆な場合が軒並みに起つて来るんじゃないかというふうなことも考へる。そういう点の見通しは如何でしょうか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはまあ今年の問題といふことであります。と、恐らく逆な状態が起つて来るとは思ひませんが、ここにいうように、余つて積立てをするほどに出て来るとは私も思ひませんし、又今年のはそういうことが起らないような大體計算基礎であつておられます。ただ今度の交付税制度は、御承知のように法人税、所得税、酒税のその率で以てきめておられますし、そのほか入場税と税にいたしまして、いろ／＼そういう工合に率できめて額で押さえてゐないものがあるものでありますからして、増収があつた場合には、今年の分は三十一年度に行つて出て来るわけでありませう。年度間に非常に波が打つものであります。逐条説明のときに申上げましたように、本来から行けば地方団体全体としてこれはどこまでもプールしておいて、余つたときには押さえる、足りないときにはそこから足してやるというようにすべきが一つの構想であつたと思ひます。その構想がいろ／＼な事情でやはり適当でないといふことで、とにかく来ただけは全部その基準に従つて配分してしまふ、こういうことになつておられます。従つて年度によつては私はやはり非常に余るといふことが出て来ると思ひます。勿論余ると申しますのは、金が使い途がないほど、若しくは非常に地方財政が窮乏しておるが、非常にそ



れが楽になったというような意味において余るといふことではありませんで、ここにも書いてありますように、交付税の額と基準財政収入額との合計額が基準財政需要額を超える。どちらもこれは計算の上の数字でありますから、これを超えるという事態は年度によつて確かに私は出て来ると思ひま

す。それで一番案じますのは、こういう規定が全然なくて、各自自治体の自由になんて任されております場合に、まともなやつと入つて来た年に財政規模を膨らましてしまふ、その膨らました財政規模というものはなか／＼これは締めていくものでありますから、後年度に行つて却つて豊かに余計来た年には財政規模を膨らましたために、又あとで財政窮乏を生ずるというようなことがあつてはこれは非常に困るということとで、そこをこのところを抑えるという意味のこれは一つの保障規定という意味であるわけであります。

○秋山長造君　これを各地方団体それぞれ自主的に調整額の一部を積立てさせるということ、まあそれはその通りに調整額がどん／＼できて、そうしてそれを又正直に積立つて来れば一番いいわけがあります。併し果して調整額が出たかどうかというようなこと、或いは出るかどうかというようなこと、或いは更にその程度が、著しくという言葉に当てはまる程度かどうかということについては、なか／＼これ又異論が出て、そう注文通りには今の地方財政の事情からいふと行きにくいんじやないかと思う。そこでこういうことを飽くまで地方財政の健全化のためにやろうということならば、むしろこれといった方法ではあるうけれども、あ

の地方制度調査会の答申案も、地方団  
体中央金庫、あるいはものを早く作つ  
て、そうしてまあ政府のほうからも出  
資をするんでしようが、地方団体から  
もこういう積立に充て得るといふよう  
なものがあれば、あるいはものへ出資  
させるというようなことは考えられま  
せんか。

○國務大臣(塚田十二郎君) これはまあ余つたものをどういう工合にするかという場合に、積立てておるものをああいいうところに出資するということも勿論これは考えられないではありませんが、併しああいいうものに出資するしないは別にして、今申上げたようなこれは余つたときには使わないでおく、若しくは積立てないにしても将来の財政負担を減じ得るような面に使うというようなことの必要は同じように私は私はあると思います。これもさつき部長から申上げましたように、結局交付税をもうう団体だけについての話であります。

して、現在も交付税をもらわぬ団体には超過財源と称するものがある所は皆基準財政需要額よりも余計収入がある所なので、そういう所は今に別になつていない。従つて交付税をもらう団体について言いますならば、総額が相当伸びて参りますときには一律に、これは大体同じ比率においてということであつて、絶対額は勿論交付税の必要額によつて違ふであります方が、率においては大体一律に殖えて行くはずでありますからして、そういう程度によりまして中央から指示をすることによつて積立を必要とするような事態のときには、大体各団体一律に行われるようになるであらうというに私どもは考

○秋山長造君 この規定は交付税の交付団体を対象にしてあるようですが、併し不交付団体にしても同じような場合があるわけだと思ふのですが、そういう不交付団体に對してもやはりこの趣旨でやはりになるわけですね。

○政府委員（後藤傳君） この規定は必

ずしもこの交付団体だけを狙っているわけじやありません。不交付団体を含めてやはりこういう財政運営をしてもいいという趣旨であります。

○秋山長造君　その不交付団体に対する趣旨はやはりこれに含まれているのですか。どこにあるのですか。例えばこの間新聞に出ておりました自治庁のほうで東京都の財政勧告をやつておられる。東京都のような不交付団体にしても、やはり都のほうの言い分は、非常に歳入不足で赤字だとやかましく、常て起債の申請なんかもしている。ところが自治庁のほうの財政勧告により

ますと、やはり相当命をばしたといふやうな勧告が出てゐる。そういうやうなことになるすと、ただこれを交付団体だけの問題でなしに不交付団体に對しても、むしろ不交付団体のほうがより強くこゝういふ規定が必要なんじやないかと思ふのですが……。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはさつきも申上げましたように、年度間に波を打つものを調整をして行くといふ考え方なんでありますから、平常の状態においていつもこの超過財源が出るという団体には、この考え方はこれは必ずしも當つておらんのであります。ただその基準財政需要額よりも或る年に非常にたくさん収入があつた、その超過の仕方が非常に或る年け

多かれ少なかれ、他の年になつて減ることを恐るゝ状態が想像される場合には恐らくこの趣旨で以てやつて行かなければならん、そうでない場合には今の交付税制度、又今までの交付金制度というものは超過財源がある場合にはそれはそれ、自治団体の需要に充てられて然るべしという考え方になつておるわけであ

ります。そこまでこれを刷新して行  
うという考えは持つておりませんし、  
そこまで行つたのではちよつと無理じ  
やないか、こういうふうに考えている  
わけでございます。

○秋山長造君 その考え方は一応わか  
りますが、それからですね、翌年度以  
降における財政の健全な運営に充て  
る、こういうことなんですが、現在地  
方団体においては赤字を抱えている団  
体が非常に多い。そういう過去の赤字  
の問題はここでは考えていないわけ  
ですか。

○政府委員（後藤傳君） 先ほどちよつ

以降の経費の節約になるような措置を講じてもらいたいという意味でありまして、具体的に申上げますと、例えば継続的な、投資的な事業の繰上施行をするとか、例えばそのほか災害復旧事業を繰上げて施行しますとか、そういうことを私どもは考えているのであります。

○秋山長造君　そういたしますと、まあ今日までの赤字対策というようなもののはこれでは全然考えてない、又別な方法で考えられるということなんです。

○政府委員（後藤博君）　この条文自体は従来の赤字そのものを対象にはされておられません。

○若木勝藏君　ちよつとお伺ひいたし  
ますが、この補助金等の臨時特例等こ  
うで審議しておられる再建築補償法等  
によつて解決して行こうという方針なん  
ですか。

○政府委員（後藤博君）　できればそう  
いう方向において解決したいと考えて  
おります。

○政府委員(後藤博君) 二十九年年度復活しております。

○館哲二君 今までできた分にはやるというのでしょうか。

○小林武治君 全体としては復活しない……。

○政府委員(後藤博君) こういうふうな第六案の規定、これは昭和二十八年以前二所この入學に児童に対する法律、これは修正によつて復活したのじやなかつたのですか。この点どうですか。

○政府委員(後藤博君) 二十九年年度復活しております。

○館哲二君 今までできた分にはやるというのでしょうか。

○小林武治君 全体としては復活しない……。

○政府委員(後藤博君) こういうふうな第六案の規定、これは昭和二十八年以前二所この入學に児童に対する法律、これは修正によつて復活したのじやなかつたのですか。この点どうですか。

教科用圖書の給与及びその法律施行前  
に新たに入学する児童に対する教科用  
圖書の給与に関する法律に基くものと  
して、昭和二十九年年度新たに入学した  
児童に対して行なつた教科用圖書の給  
与に關しては適用しない、すから間  
違つておりました。

○若木勝藏君 復活しておりません  
か。私復活したように思つておつたん  
ですが、復活したのならばこれは地方  
費負担という面は当然出て来るだろう  
と思います。私ちよつとわかちなかつ  
たものですか……。

○石村幸作君 如何です、こちらで質  
疑を打切つて散会したら……。

○加瀬完君 前の方から出たかも知れ



政状況によつてやはり或る程度ニユー  
ンスをつけていいんではないかと、か  
ように考えております。

これが何とかできるべき性質のものだ  
ということであれば、それを直さなけ  
ればならぬのでありまして、私ど  
もはそれを直さない今の立場をとつて  
おります以上、まあ一応これでやつて  
行つてもいいかと、こういうまあ考  
え方であるわけでありまして、何よりも  
私どもが心配いたしますのは、この今  
度の新しい交付税制度は、必然的に  
想定されますのは、年度によつて収入  
の工合が波を打つ危険が非常にあるわ  
けであります。そういうような波を打  
つ危険があるときに、或る年度に収入  
が余計あることによつて、それに合  
せて財政規模をきめてしまわれると、  
今度一旦ふくらませた財政はこれはな  
かなか縮められないものでありますか  
らして、そのことのために後年度にお  
いて赤字というものが出て来るという  
ことを一番避けなければならぬ。だ  
からしてそういう一時的な事情、或る年度に  
特殊な事情で以て収入が殖えたとい  
うものはこれは使わないで蓄えてお  
いて、欲しいと、こういう考え方であり  
まして、若し本当にそういうふうな非常  
にたくさん収入があつたときの財政規模  
でやつて行かなければならぬという  
認定に立たざるを得なければ、これ  
はその面でも別に考えて行かなければ  
ならないと、こういう考え方をしている  
のであります。

に於ける財政規模というものをこれを  
平常普通な形に於ける財政標準の規模  
と認めるということには相当無理があ  
るのじやないか。もつと同情をして見  
てもならぬけれども、一面があるの  
じやないか。そういう点から考えます  
場合に、この一般財源が基準財政需  
要額を著しく超えるというようなこと  
はよしあつたにしても、それは財政規  
模そのものを幾らか縮めてやるという  
方向にせざるべきものであつて、財政  
規模をそのまま抑えておいて、こうい  
うふうにして超過額の一部を積立てるとい  
う方式をとつて行くと、どうしても同  
の方針で地方の財政は変化をさせるこ  
とができないというところになつて、交  
付税に抑えられる財政規模ということ  
になるのじやないか。これでは平衡交  
付金制度のときは、交付税になりま  
してから遙かに地方にとりましては交  
付税の弊害、悪い面だけが押しつぶさ  
つて来るというところになる虞れがあ  
る。この御心配はないのかと、こうい  
う点であります。

生じて来るのであります。これは觀念  
的な議論になるかも知れませんが、そ  
ういうこともやはり考えられます。の  
で、固定したものという考え方はな  
くて、私どもは恒久的な考え方をし  
ておるものですから、言葉は同じでも私  
は改善して行ければ行きたいとい  
う考えを一方に持ちながら、限界があ  
るからやはり著しいという問題が出て  
来るのだ、こういうふうな考えておる  
のであります。

が、その点如何かと、こういう点であ  
ります。

○加瀬完君 この御説明にありますが  
うに、問題は地方団体の一般財源が基  
準財政需要額を著しく超えるような場  
合が一体想定されるかどうかどうかと  
いうことが一つの問題になるのじやな  
いかと思ふのです。もう一つは財政規  
模の激変を避けて、交付税が財政需要  
額に不足する場合に對処する等のため  
に超過額の一部を積立てるということ  
でございまして、財政規模の激変を避  
けるということは当然であります。が、  
財政規模そのものが現状の地方団体に  
おいては相当圧縮された財政規模にあ  
るのじやないかと思ふのです。だから  
少しこれに緩みを与えなければならぬ  
常の財政需要と言われない場合がた  
くさんあるのじやないか。でこの現状の  
財政規模というものをこれが普通の平  
常な財政規模だと自治体はお認めにな  
られておるかどうか。この二つの点を  
考えますと、どうしても当該超過額の  
一部を積立てるということに方向が強  
くなりまして、いつまでたつても交付  
税というものは或る程度で抑えられる  
ということになりまして、交付税の性  
格というものがむしろ非常に地方財政  
を抑えるという方向になるのじやない  
か。この点が如何でしようか。

○加瀬完君 私の上上げるのはどうい  
う意味じやないのではありません。収入  
あるときの財政需要額を基とするとい  
うことには非常にこれは問題があるわ  
けでございまして、その点は同感であ  
ります。そうではないで、現在の財  
政規模というものは余りにも圧縮され  
過ぎてゐるのじやないか。だから現状

○政府委員(後藤博君) 加瀬先生の場合  
は、どうも現在の基準財政需要が動  
かないという前提に立つてお話をされて  
おるうちに承つたのであります。

○加瀬完君 長官はさうおつしやつて  
おります。

○政府委員(後藤博君) 私どもは基準  
財政需要額もその後やはり改善をされ  
て行くべき点があると思つておりま  
す。従つて改善をいたしますが、基  
準財政需要額でありますから、従つ  
て一定の限度しかやはり改善の余地が  
ないのではありません。改善いたします  
と、やはりそれを上廻るといふことが

○加瀬完君 ところが問題だと思ふので  
す。と言いますのは、長官が先に御説  
明をなさいましたように、一応基準財  
政需要額には変化を認めましたが、そ  
の財政規模というものを、地方財政規  
模というものは或る程度に抑えて行  
くという、これは現状における国の方  
針ということではこれは認めなければ  
ならないと思ふのです。そういうもの  
を抑えておいて、この収入が非常に増  
加した場合交付税がふくらんで来ると  
いうことになりまして、その一部を積  
立てるといふことになりまして、恐ら  
く先だつての委員会なんかにおける大  
蔵省の見解の立場を以てすれば、これ  
は交付税そのものの配賦率を下げて来  
るといふことも考えられるのじやない  
か。でそういうふうな危険というもの  
が全然ないか、こういうような方法を  
とつて行つた場合。……そこでそう  
ではなくして、もう少しこういう方法を  
とる前に財政規模そのものをもう少し  
平常な姿にふくらますという方法を考  
えてくれれば、この著しく超えるとい  
う場合は少くなつて来るのじやない  
か。そうしたほうが地方財政のため  
にはプラスのように考えられるのです

○加瀬完君 ところが問題だと思ふので  
す。と言いますのは、長官が先に御説  
明をなさいましたように、一応基準財  
政需要額には変化を認めましたが、そ  
の財政規模というものを、地方財政規  
模というものは或る程度に抑えて行  
くという、これは現状における国の方  
針ということではこれは認めなければ  
ならないと思ふのです。そういうもの  
を抑えておいて、この収入が非常に増  
加した場合交付税がふくらんで来ると  
いうことになりまして、その一部を積  
立てるといふことになりまして、恐ら  
く先だつての委員会なんかにおける大  
蔵省の見解の立場を以てすれば、これ  
は交付税そのものの配賦率を下げて来  
るといふことも考えられるのじやない  
か。でそういうふうな危険というもの  
が全然ないか、こういうような方法を  
とつて行つた場合。……そこでそう  
ではなくして、もう少しこういう方法を  
とる前に財政規模そのものをもう少し  
平常な姿にふくらますという方法を考  
えてくれれば、この著しく超えるとい  
う場合は少くなつて来るのじやない  
か。そうしたほうが地方財政のため  
にはプラスのように考えられるのです

○加瀬完君 ところが問題だと思ふので  
す。と言いますのは、長官が先に御説  
明をなさいましたように、一応基準財  
政需要額には変化を認めましたが、そ  
の財政規模というものを、地方財政規  
模というものは或る程度に抑えて行  
くという、これは現状における国の方  
針ということではこれは認めなければ  
ならないと思ふのです。そういうもの  
を抑えておいて、この収入が非常に増  
加した場合交付税がふくらんで来ると  
いうことになりまして、その一部を積  
立てるといふことになりまして、恐ら  
く先だつての委員会なんかにおける大  
蔵省の見解の立場を以てすれば、これ  
は交付税そのものの配賦率を下げて来  
るといふことも考えられるのじやない  
か。でそういうふうな危険というもの  
が全然ないか、こういうような方法を  
とつて行つた場合。……そこでそう  
ではなくして、もう少しこういう方法を  
とる前に財政規模そのものをもう少し  
平常な姿にふくらますという方法を考  
えてくれれば、この著しく超えるとい  
う場合は少くなつて来るのじやない  
か。そうしたほうが地方財政のため  
にはプラスのように考えられるのです

○加瀬完君 ところが問題だと思ふので  
す。と言いますのは、長官が先に御説  
明をなさいましたように、一応基準財  
政需要額には変化を認めましたが、そ  
の財政規模というものを、地方財政規  
模というものは或る程度に抑えて行  
くという、これは現状における国の方  
針ということではこれは認めなければ  
ならないと思ふのです。そういうもの  
を抑えておいて、この収入が非常に増  
加した場合交付税がふくらんで来ると  
いうことになりまして、その一部を積  
立てるといふことになりまして、恐ら  
く先だつての委員会なんかにおける大  
蔵省の見解の立場を以てすれば、これ  
は交付税そのものの配賦率を下げて来  
るといふことも考えられるのじやない  
か。でそういうふうな危険というもの  
が全然ないか、こういうような方法を  
とつて行つた場合。……そこでそう  
ではなくして、もう少しこういう方法を  
とる前に財政規模そのものをもう少し  
平常な姿にふくらますという方法を考  
えてくれれば、この著しく超えるとい  
う場合は少くなつて来るのじやない  
か。そうしたほうが地方財政のため  
にはプラスのように考えられるのです

○加瀬完君 ところが問題だと思ふので  
す。と言いますのは、長官が先に御説  
明をなさいましたように、一応基準財  
政需要額には変化を認めましたが、そ  
の財政規模というものを、地方財政規  
模というものは或る程度に抑えて行  
くという、これは現状における国の方  
針ということではこれは認めなければ  
ならないと思ふのです。そういうもの  
を抑えておいて、この収入が非常に増  
加した場合交付税がふくらんで来ると  
いうことになりまして、その一部を積  
立てるといふことになりまして、恐ら  
く先だつての委員会なんかにおける大  
蔵省の見解の立場を以てすれば、これ  
は交付税そのものの配賦率を下げて来  
るといふことも考えられるのじやない  
か。でそういうふうな危険というもの  
が全然ないか、こういうような方法を  
とつて行つた場合。……そこでそう  
ではなくして、もう少しこういう方法を  
とる前に財政規模そのものをもう少し  
平常な姿にふくらますという方法を考  
えてくれれば、この著しく超えるとい  
う場合は少くなつて来るのじやない  
か。そうしたほうが地方財政のため  
にはプラスのように考えられるのです

然新しい財政需要額というものを考えるでありましょうし、そうしてその財政需要額を前提に置いて交付税が不足であるということならば、それも考えるでありましょうし、そういうようなことは勿論現段階にあることを想定しておきながら、今度のこの交付税制度に基く年度間のアンバランスを是正しようというのがこの考え方でありま

○加瀬亮君 それは理論的にはよくわかります。併し実情を考えますときに、例えば基準財政需要額を著しくという程度でなくとも、或る程度超えて収入額が計算されるときに、それをこういう積立てのような方法を以て措置したほうがいいか、或いは現在相当財政規模を圧縮しておるわけでありますが、これにゆるみを与える意味で又別な方法で交付をしてやつたほうがいいかということになりますと、現状において地方が欲すること、或いはより必要の多い場面というものは、私のあとで申しました積立てるほうではなくて、一定の方法で交付してもらおうという方法を望むし、又そういう必要とする場面が多いのではないかと思うのです。そうでないといふれば、どうしてもこの積立てというほうが基点になりがちになりまして、交付税の本当の意味の平衡交付金が行なつたような一つの平衡制度と言いますか、そういうふうな役割というものが非常に稀薄になつて来るのではないかというふうに思われるのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはまあ繰返してお答えすることになると思うのでありますけれども、現在のこの財政規模と自治庁が考えております地

方財政規模というものが、自治団体全体として非常に窮屈に感じられておるといふことも私も想像つくのであります。これをどういう工合に打開して行くかということはさつきからも申し上げておりますように、これは國民負担の現段階をどう認識するかということ、資本が足りない、窮屈だとおつしやるが、これをそのまま伸ばして行くという考え方にはやはり私もは一氣には行かれない。やはり足りないだらうとお考へになるだらうが、これを一つ辛抱してやつて頂きたいとお願ひせざるを得ないのが今日の地方財政の現状でもあるところ認識をしておるのであります。従つてそういう認識に立ちます限り、現在足らないで困りになつてゐる、併し今年はゆとりがないからこれで辛抱して頂きたい、併し或る年度にゆとりができたならそれをそのほかに持つて行くという考え方にすると、私は考え方が一貫しないと思つのであります、やはり今これで辛抱して頂きたいという考え方をして行く限りは、需要の事情が變つて来ない以上はやはり積立てておくという考え方で行くのが健全である。需要における事情が變つて来るといふのならばそれはゆとりが出る出ないにかかわらず、やはり別に考えなければ地方財政の正しいあり方には行かない、こういうふうに私もは考へております。

○加瀬完君 どうも甚だ同じことを繰返して申訳ないのでありますが、結論を申し上げますと、現状において交付税がそれほど積立て得る余地を残すかどうか、問題であります。若し積立て得るという想定がつくならば、交付税がそれだけ交付になるということであるな

らば、余りにも圧縮され過ぎておる財政規模というものをものとふくらましてやるといふ考え方をとつてよろしいのではないか。勿論長官が今おつしやるように、ふくらめます取入がなければこれを取縮するということでは非常に不安定でありますから、そういう意味ではなくて、余りにも例えば経費の節減も過度に見ております。或いは単独事業というものも相当圧縮しております。こういうふうな地方財政の規模そのものに無理をさせておりますので、若しも相当積立て得られる収入というものをご交付税から考えられるならば、現状の財政規模というものをもう少し緩和させてやるといふ方法がとられてもよろしいのですが、それだけ非常にも無理をさせておいて、余りにも積立てるといふことを先に考える考え方に私どもはどうも何かうなずけない点が残ると、こういう意味なのであります。

○國務大臣(塚田十一郎君) 加瀬委員のお考えになつておる、御想像になつておる積立る状態というものは、私は毎年々々そういう状態ということで物をお考えになつておるんじゃないかと思うので、私どもも今年は恐らく積立るなんというものは出ない、来年も或いは出ないだらう、再来年ぐらゐになつて今年の財政の状態、殊に今年のおの予算、法人税の見積り、所得税の見積り、そういうものを基礎に置いて物を考えているから、その率で持つて行つたときには或いは出て来るかも知れない、その先になるとどうなるかわからないというようなことがいろいろ考えられるものでありますからして、こういう必要に応じる規定というものを置いておるわけであります。ですから

これは積立てるゆとりが生ずると言っても、いつの年度にもこれは生じるようなゆとりというものは全然この規定の中には想像、予定されておらんのでありますからして、加瀬委員のお考えのように、若しそういう積立て得るゆとりがあるならば、それは財政規模をふくらますように持つて行つたらどうかというそのゆとりは、やはり年度を通じて考えられるゆとりでなければならぬと思うのです。それは繰返して申し上げますが、私はこの財政というものはそのやういふものなのでありますで、財源がゆとりがあるから規模をふくらますというように考えると、なか／＼これは締めることが困難であつて、やはり財政というものは本来にそれをふくらまなければならない事情があるかどうかという面から見て厳密に抑えて行くという考え方でないと、これは國の財政においてもそうであります。が、地方の財政においては殊に自治片が地方の予算を組むわけでございませんで、なか／＼地方財政の龐大になるというのを抑えられないであらうということを私どもはいつも考えているわけでございします。

○加瀬完君 少し議論があと戻りになりまして恐縮ですが、私どもは交付税というものと平衡交付金というものを考えましたときに、平衡交付金のような操作を交付税がするであらうかということを一番心配をしたわけでありまして、で、平衡交付金は下から積上げて行くものですから、一応横上せられたものが標準になるが、交付税はきまつたものが一つの基準になりますので、交付税によりまして交付金の制度が巧く行くかどうかということを心

配をいたしておるものであります。で、特に今日の地方財政の実情というものを見ますというと、相当私どもの見方からすれば無理をしておりますので、交付税が相当増ししても、無理というものを補うのに果して足りるかどうかという状態にあるのではないかと。でありますから、何回か交付税が繰返されまして、相当いろいろの余剰を生ずると、これは超過額の一部を積立てるという方法を考えて行かなければならないということならばこれも額けるわけであるが、理論的にもわかるのであります。が、実情は積立てるような実情というものは生じて来ないのでないか。そこで今日法律を作る場合においては交付税が果して交付税の役割を果たすかどうかということを先に考えることのほうが妥当であつて、こういうふうな理論的に考えられるからといって積立てられるという想定の下にこういう条文を作るといふことは、どうも結果におきまして交付税を抑えるという形になりまして、交付税が或る程度ふくらまなければならぬ場合でも交付税を抑えるといふことになつて、結局地方財政の規模を抑えるといふ逆作用をするような心配を感じるものでありますので何つておるわけでございます。長官だけでなくてもよろしうございます。どなたでも結構ですから、一人ではお疲れでございましてよから。

○國務大臣(塚田十一郎君) 加瀬委員のお考えになつてゐる考え方はどうしても私どもとしては納得できないのであります、私はもうどこまでも繰返して申上げますように、若しも地方財政が足りないということであるならば、

それは別の面から見て行かなければならないと思ふのであります。私は交付金制度が交付税になりましたことによつて性格が若干変つて参りましたので、補償の面においては少しくとも理論的には十分でなくなつたといふことは私も同感であります。ただ現在の今までの交付金制度が法文の上、若くは理論の上では補償が十分に行つていくとてちつとも一緒にうまく行つていなくつたといふような実態があるものであります。それならばむしろ或るところでぶち切つて、今度は足りない部分は自體の中で年度間の調整をするといふことによつてやるほうがいいといふことで、この制度にしたわけでございます。併しその制度にしまして、第一年度若しくは三年度においてどれだけの税率で、所得税及び法人税、たばこ消費税の率をどれだけ持つて行けばいいかといふ考へ方は、御承知のようにやはり交付金の額をきめたと同じような考へ方で大体算定をしておりますので、今私どもとしてはこれ何とかがやつて行つて頂きたい、こういう考へ方でおるわけでございます。その前提の上に立つて物を考へておるものであります。こゝう考へ方が出て来るのである考へ方は、この率をきめる前段階の物の考へ方であるのではないか、こゝういふように考へておるわけでございます。

ろを知らず膨脹して行くような方向をとれないといふ一つの政府の考へ方といふものがあるのじやないか。さういふ考へ方は地方と国を通じて全般の経済事情に對する、或いは又この財政規模を充實させることには役立つかも知れませんが、地方自治の財政といふものから考へますと、ときには必ずしもそれは地方財政に非常には有利であるといふことにはばかりはなかりかねる。さういふ点から考へまして、現実に於いて、又蒸返しになります。が、一体交付税で想定されるのか、理論的には想定されると思ふ。現実にはさういふ事実といふものは生ずることがないのに無理に交付税といふものの中、さういふ枠を作るといふことは、さういふ地方財政規模といふものを苦しめることにはならないだらうかといふことなのであります。

○國務大臣(塚田十一郎君) 私どもは繰返して申し上げますように、生ずるといふ見通しを立てておるわけでありまして、生じないといふことであるならば、自然増収ができて或る年度において非常に交付税の總額が増えたときに、やはりそれに應じた需要増といふものが、今の基準財政需要といふものの立場から見ても納得できるような需要増といふものが作つて出て来ているといふことではございません。ゆとりがないといふことはできないのであります。理由が何にも存在しない。併し或る年度においては今の制度において非常に当初想定した以上の収入があるといふ事態は必ずしもあり得ると思ふ。さういふときの用意にやはりこゝう規定があるし、こゝう規定が必要だと考へておるのであります。

○秋山長造君 ちよつと関連して。さういたしますと、まあ将来年度によつて生ずることもあるかも知れんから、さういふ場合には無駄使いをせずに節約しろといふ規定なんですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) その通りだと考へております。

○秋山長造君 やはり私、加瀬君と長官の間答を聞いておつて、まあ長官御自身に、先ほどお話に出ておりました、大蔵省が考へておる一千億圓ぐらゐの自然増収があるだらうといふようなことがやつぱり肚にあつて、そしてさういふ氣持でこの法案を作られたのじやないかといふように思ふのです。がね。さうだと、やはり我々としては納得がなか／＼行きにくい。今年のような場合にさういふ大きな自然増収が果してあり得るかどうかといふようなことについても非常に疑問を持たざるを得ない。でそれとも一つは、最初に私がお尋ねした、地方自治体の収入額が需要額を超過するやうな場合には無駄をしておけ、貯蓄をしておけといふやうな意味のまあ訓辭的な意味の規定であるならば、ただ単にこの交付税の交付団体だけではない、この条項の中に当然それ以外の不交付団体に対しても同じやうな戒めの言葉が含まれて然るべきではないかと思ふ。それで現に長官の提案説明の中にも地方交付税の交付団体であるとな交付団体であるを問はず、財政規模の激変を避けて、云々のためにこの規定を作つたといふ説明があつたくらいですから、こゝの条文だけ見ると、不交付団体のこと

が何にも書いてないので、その点どうも不徹底ではないか。

○國務大臣(塚田十一郎君) あとの問題から先にお答えして行くほうがいいと思ふのですが、これは条文の上では不交付団体はさうはまらんでないかといふお話であります。事務当局の説明によりますと、こゝうな規定の仕方では不交付団体も入るといふので、まあ理窟を言えば不交付団体もこの規定に全然入らないといふことではないやうであります。併しこの不交付団体に若しもさういふ状態が出て来るに、やはり或る年度非常に国の税収入も地方の税収入も伸びる。殊に地方の場合にはものによつては前年度の国の納税義務者の所得を基準にしている場合がありまして、その意味において、その年度だけだといふやうに考へられる場合には、やはり同じやうな考へ方でこれを規制する必要があるかと思ひます。従つて私どもはこの規定をやはり不交付団体にも当然規制すべき事情のある年度においては、やはり同じやうな措置をしてもいいといふ考へ方でおることは、これはさういふ考へ方ではないかと思ふ。最初に私がお尋ね申し上げたのは少し正確でなかつた。

それから今度の交付税制度と税収の伸びといふもの、今年の伸びも少し大蔵省が見積りをしつかり抑え過ぎておるやうな感じがまああるのじやないかと世間一般が疑つておるやうに、私も実は疑つておる。併し交付税制度を全くとく考へ方といふものは、大体税収といふものは恒常の状態では年々幾らかずつ伸びて行く、その伸び方といふものは大体需要の増と協調を合せて行く。さういふ場合になるといふのが交付税制度の基本の考へ方である。従つて普通の状態では需要の伸びと税収の伸びと大体バランスがとれて行つて、これで抑えて行つて、今までのやうに当然さういふことから来る需要の伸びに對してさうも平衡交付金で毎年大蔵省と議論をしなければならぬやうな状態だけは一つなくしよう。かたがた地方の独立といふ考へ方を植へ付けようといふのがこの考へ方でありまして、再来年になつて相当増収が出て来るのではないかと考へ方はこの財政計画の上では私どもは頭の中に置いてはおけません。

○秋山長造君 初めの点ですが、例えば東京府あたりはさつきも言いましたやうに、当然これは不交付団体で相当金の集まらなければならぬ団体と見られるところですから赤字を出しているといふやうなことで、さういふ四つの二に書いておるやうに交付税を交付される団体は、まだ交付税といふものを政府は持つておるわけですから、その面からのコントロールといふのですかね、一応の抑留ができるわけですね、ところが不交付団体にたとへばこれは手放しで、よほどこゝうな貯蓄奨励の思召しを政府が強く垂れないと、非常にでたらめになつて来る虞れがあると思ふのです。この条文を讀むと、悪意に解釈すれば、交付団体のことだけは政府は大いに心配をしてやるけれども、不交付団体は無駄使いしようとするものと勝手にしうといふやうなこともなるので、それはやはりこゝう規定をわざ／＼設けら



れ、而も交付団体というのは大体において非常に財政の苦しい赤字なんかを余計出しておるような団体が多いと思う。従つてなか／＼無駄使いもできにくい。又その半面まあ方が一そういう著るしく財政需要額を超過して金が残るといふようなことも考えられますけれども、今加藤委員のおつしやるように、なか／＼そういうことは方が一以外には想定しにくいことじやないか。それに比べれば不交付団体ならばそういう場合が幾らも想定し得る。それだけにこういう規定の必要が一層あるのではないかと思う。にもかかわらずそういう団体に対しては何らかの規定の中に謳われておらないかというところは非常に不徹底だと私は考えるのですが、如何ですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはこの不交付団体に対してこういう考え方をどういう場合に要求するかというところでありまして、これはさつきも申しましたように、やはり或る年度において特に多い、他の年度にはそれだけ収入が上らないという場合だけだと思ふ。若しも例年そういう状態であるとしてそれが非常に浪費を起しておるといふことであるならば、それは私は一つは地方税の調整をどうするかという問題だと思ふ。もう一つは、財源調整の問題であると思ふのです。勿論それは税の配分によるわけでありまして、そこで只今想定で或る財政計画というものを頭に置いて、地方に独立税をおく、交付税はこれだけ、譲与税はこれだけというように、そのほかにまあ紐付のい／＼な負担金、補助金があるわけです。そういうことを制度全般を見ますときに、その制度の上

から出て来る特殊の自治団体の超過財源というものは、これは私はそれ／＼の自治団体において然るべき目的に使われて差支えないものだ。こういう前提で、又その範囲においてしかそういうものを残さないように措置するといふことではないかと思ふのでありまして、従つて私も超過財源を持つておる団体は、現在の制度の上で生ずる超過財源というものは成るべくその範囲で適切な用途から逐次仕事をし行つて頂く、こういう考え方をしておるわけですから、それまで積立てて頂くといい考え方は持つておらんわけです。

○秋山長造君 その点はわかるのですが、塚田長官のおつしやるように、年度によつて財政規模に波があるという場合が考えられる。ところが具体的に考えた場合に、年度によつて地方団体の財政規模に波があるという場合には、その原因はやはり交付税の額に波があるという場合だらうと思ふ。交付税の総額に波が出て来るというものは、取りも直さず自然増収その他で税収にそういう波が出て来るということだろふと思ふのです。その税収に波がでくると、例えば自然増収が非常に大きいという場合には、一般に景気その他が上向きになつて来た場合、そういう場合は国税において自然増収ができると同様に、例えば富税団体等においてやはりその税収に非常に波ができて来て、自然増収その他が殖える年だらうと思ふ。そうなりますと、ずつと恒常的に毎年金が余つていゝという状態ではなしに、やはりその税収その他の収入にも波が、年度によつてできて来るわけだらうと思ふ。だからこれは不

交付団体と交付団体とにかかわらずこれは同じことだと思ふ。にもかかわらず不交付団体に対する文言が何れも驅られてないというところは、私はやはり不徹底であり、不完全ではないかというように思ふ。

○政府委員(後藤博君) 先ほども申し上げましたように、不交付団体もこれは私も考えておるつもりなんですけれども、先ほどちよつと東京都の問題が出ましたが、私どもの東京都の調査もやはりこういう考え方に立つておるのでありまして、勧告の筋を申し上げますと、これは一月の調査でありまして、一月の調査では相当な赤字が出る、而も一方において首都建設事業というものは非常に遅れている、そういう状況では困るので、消費的経費をもつと圧縮することによつて首都建設の事業、つまりここに書いてあります将来の財政の健全な運営に資するための措置を講ずるのには、やはり税収をもつと上げるとか、消費的経費を節約するとかいう方法によらなければならぬ。勿論自治団体でありますから、その経費をい／＼に使われることは私どもは別に異論はないのでありますけれども、併し本当に首都建設をやるといふものであるならば、やはりもつと考えてもらいたい、こういう勧告をいたしておるのではありません。そういう考え方もやはりこういう私も同じような思想でおるのではありません、別に異なつた考え方を東京都にしておるわけではございません。

関係、その差額は交付税ということになるのではありません。それと現実の予算関係の、自然増収を含めての現実の予算関係との問題とが一緒になつて議論されておるのではないかというふうに私も思つたのであります。ここに書いてありますものは、交付税の額と基準財政収入額との額と、それから基準財政需要額との額の間に著しい開きがあるといふことを書いてあるものであります。現実の予算の問題とは別の問題であります。実際問題としては現実の予算を決算で見ますと、基準財政需要額との開きは勿論ございます。その間に地方団体が止むを得ず出資した義務的経費も勿論ございまして、それからそうでなく、放漫だと思はれるような財政支出もあるのであります。従つて現実の予算とそれから基準財政需要額との間の問題を、或る程度将来の問題として基準財政需要額の改善という方法によつて解決する方法も私もあると思つております。併しそれには先ほど申しましたように、一定の限度がございまして、なお且つ著しく差が出て来るというところは、交付税制度の下においては行われ得るということを私どもも考えざるを得ないのであります。恒久的な制度として考えてみます場合には、不足する場合だけを考へないで、やはり余る場合も制度として考へておく必要がある。併しその考へる場合に、不足する場合は交付金のほうの規定の中に入れておきますが、不交付団体その他の問題もございまして、一般的財政方針としてやはり余る場合の規定を財政法の中に入れておく必要を感じましたので、この規定を設けた次第であります。

○秋山長造君 財政部長のお気持はわかる。お気持は決して交付団体だけに限つておらんといふことはわかるのですけれども、併しそれはお気持であつて、いやくも地方財政法といふことで、地方財政法といふものは何も交付税の交付団体だけを制約する法律ではないので、そういうことにかかわりなしに地方財政全般を制約している法律だと思ふ。にもかかわらず、その中に特にこの際こういう訓示規定を入れられることについて、交付団体だけにそれを限られるといふことは、地方財政法といふ法律の建前から言つても、又さつき来續々お話のあつたような實際面から言つても不徹底であり、片手落ではないかといふことを言つておる。だから氣持でなしに、具体的にその氣持をこの条文の中に謳うべきじやないかと言ふのです。

○説明員(柴田謙君) 条文の問題はおつしやるように誤解される虞れがございまして、これは私も法制局で審議をいたしましたときに、毎年度交付を受けました交付税の額と基準財政収入額との合算額といふのは一般財源という意味であります。従ひまして一般財源といふ言葉を書きたかつたのでありますけれども、一般財源という言葉を書くことは従来の法令用語からしてない。そこで一般財源という言葉の意味を基準財政収入額と地方交付税との合算額といふ言葉を以て現わしたのであります。従ひまして、交付税がゼロである場合においては基準財政収入額だけが残るのだ、従つて一般財源と一般財源で賄われるべきものとしての基準財政需要額、これとの比較において一般財源が非常に超過する場合において

は、少くとも地方交付税法で予想して  
おりますところの、地方団体が等しく  
行うべき事務の分量に見合うところの  
財源としては多いのではないかと、従つ  
てその部分については適宜年度間の調  
整を講ずるようになければならんま  
う趣旨で置いたということでありま  
す。これにつきましては、先ほど来御  
説明ございましたけれども、地方交付  
税法ができて、いわば地方交付税の  
総額というものが自動的にきまつて参  
りますので、それで基準財政需要額と  
基準財政収入額との不足、言い換えま  
すならば財源不足額の合計額というも  
のが合わない場合がある。そういう場  
合におきまして、不足する場合の措置  
というものは交付税法の中に詳しく書  
いてございしますが、余つた場合の措置  
というものにつきましては触れること  
ろがない。それをまあ地方制度調査会  
の答申の形で参りますと、それは年度  
間の調整方法として積立或いは借入れ  
ということになつておるわけござい  
ますが、現在の地方財政の状況下にお  
いて積立てる、借入れて行きますとい  
うことは、地方財政の自律性という考  
え方から言つて適当じやないのじやな  
いか、そこで地方財政の自律性という  
観点を考慮に入れて参りますと、その  
調整を地方団体自身で行わしめるのが  
いいんじゃないか、そこでその趣旨と  
して四条の二ができて参つた、こうい  
うことございします。

イコール零だという解釈なんです。ね。  
零プラス基準財政収入額ということに  
なる。そうなりますと、この不交付団  
体の場合は結局基準財政収入額が基準  
財政需要額を超過する場合、こういう  
ことになるわけですね。この場合に、こ  
こに書いてあるように、交付税の交付  
団体においてこういうことが起り得る  
まあ可能性といひますかね、それとそ  
れから不交付団体でこういうことが  
想定され得る可能性というものは、ど  
ちらが大きいかと言ひますと、むし  
ろ不交付団体のほうが私は大きいのだ  
じやないかと思ひます。その点如何で  
すか。

○説明員(柴田謙君) 必ずしも私はそ  
のように言へると実は思ひないのであ  
ります。所得税、法人税、酒税が交付  
税のものになる税でございしますが、  
この税が伸びました場合において、当  
然に地方税につきましても伸びがある  
ということは一応言へんこともござ  
いしません。従ひまして、交付税の総額  
が伸びて行きます場合においては、一  
般的にいひまして、地方団体の税収入  
も伸びる場合が多い。従つてその場合  
におきましては、不交付団体の基準財  
政収入も伸びているだらうということ  
が一応言へると思ひますが、地方税に  
つきましては、当年度の経済の状況を  
受けまします税と、前年度の経済の状況  
を反映いたします税、つまり当年度の課  
税標準をとつておりますものと、前年  
度の課税標準をとつておりますものと  
あるわけでありまします。従つて当年度の  
課税標準をとるものにつきましましては、  
同じような傾向が出て参りますが、前  
年度の課税標準をとるものにつきまし  
ては、交付税の基礎になります税収入

の伸びというものと、地方税の伸びと  
いうものは違つて来るわけでありま  
す。その関係では一般的に言ひまし  
て、伸びの状況から言ひますと、今ま  
での例では当年度の課税標準をとつてお  
りますもののほうが占める割合が大き  
うございしますので、大体一致して参り  
ましようけれども、ときによつては違  
つて参るということは言へるのじやな  
いかと思ひます。

○秋山長造君 私はこの不交付団体の  
場合をもう少しこの際研究してみたい  
と思ひますが、その資料としてです  
ね、この間東京都へ出されたあの財政  
関係ですね、あれを一つ配付して頂  
きたいと思ひます。で、それについて  
うちよつとお尋ねしてみたいと思ひ  
ます。

○委員長(内村清次君) ちよつと速記  
をとめて。

○委員長(内村清次君) 速記を始め  
て。

○委員長(内村清次君) 速記を始め  
て。

午後六時五十六分散会

五月十五日日本委員会に左の事件を付託  
された。

一、警察法案(予備審査のための付  
託は二月十七日)

一、警察法の施行に伴う関係法令の  
整理に関する法律案(予備審査の  
ための付託は二月十七日)

昭和二十九年五月二十六日印刷

昭和二十九年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局